

金融に関する消費者相談、被害救済及び紛争調停

(資料出所：韓国消費者保護院)

□ 消費者保護院は1987年に創立された後、一般消費者商品に限って相談及び被害救済を実施してきました。1999年4月から専門サービス（金融、保険、医療、法律分野）について相談及び被害救済を実施し始めました。

□ よって消費者保護院が受けた金融分野相談及び被害件数は1999年4月以後から現在までのデータになります。

□

(単位：件)

区分 年度	消費者相談			被害救済			紛争調停		
	銀行	非銀行	信用 カード	銀行	非銀行	信用 カード	銀行	非銀行	信用 カード
1999	2869	1664	6309	83	53	330	3	3	34
2000	2691	2088	10805	53	106	625	5	10	38
2001	1761	2389	13640	43	267	698	3	82	23
2002	1434	1721	16491	29	100	736	2	3	24
2003	1709	2477	16125	47	92	669	4	6	13
2004	1822	2111	10447	83	121	608	10	1	8

※保険関連件数は除外

※現在のデータでは、非銀行部分を制度圏、非制度圏に分類できない。

※2005年11月末現在のデータ